

ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

【記載要領】

- 2016年3月22日にしてすべての女性が輝く社会づくり本部において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されたことを受け、NEDOにおいてもワーク・ライフ・バランス等推進企業に対して加点評価を行っています。
- 本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)の状況について、提出時点を基準として記載ください。また証拠書類等の提出をお願いする場合があります。
- 加点対象となる認定等の区分については、次ページの「(参考) 加点対象となる認定等の区分」を参照ください。
- 対象は、提案書の実施体制に記載される委託先で、再委託先・共同実施先は除きます。
- 提出時には青字部分は削除してください。

【記載例】

提案法人名	常時雇用する労働者数	認定状況及び取得年月日（認定が無い場合は無しと記入）
〇〇株式会社	〇名	えるぼし認定1段階（〇年〇月〇日）
〇〇株式会社	〇名	えるぼし認定行動計画（〇年〇月〇日）、 ユースエール認定（〇年〇月〇日）
〇〇大学	〇名	プラチナくるみん認定（〇年〇月〇日）

加点対象となる認定等の区分

認定等の区分	
女性活躍推進法に基づく認定※1 (えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業) 等	プラチナえるぼし※2
	3段階目※3
	2段階目※3
	1段階目※3
	行動計画※4
次世代育成支援対策推進法に基づく認定※5 (くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業)	プラチナくるみん※6
	くるみん(令和7年4月1日以降の基準)※7
	くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)※8
	トライくるみん(令和7年4月1日以降の基準)※9
	くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)※10
	トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)※11
	くるみん(平成29年3月31日までの基準)※12
行動計画(令和7年4月1日以後の基準)※4、※13	
若者雇用促進法に基づく認定※14 (ユースエール認定企業)	

※1:「女性活躍推進法特集ページ」参照。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

※2:女性活躍推進法第12条に基づく認定

※3:女性活躍推進法第9条に基づく認定

なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※4:常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

※5:「くるみんマーク・プラチナくるみんマーク・トライくるみんマークについて」参照。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html

※6:次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※7:次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号の基準による認定

※8:次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の基準による認定(ただし、※10及び※12の認定を除く。)

※9:次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の基準による認定

※10:次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条の基準による認定(ただし、※12の認定を除く。)

※11:次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号の基準による認定

※12:次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた平成29年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条の基準による認定

※13:次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和6年法律第42号)による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの

※14:ユースエール認定制度

<https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp/search/service/staticpage.action?action=ouensengen#youthyale-area>